

平成 28 年 6 月 24 日

委員 伊藤陽児

報告書（案）についての修正案

第 3・2（2）イ 地方公共団体による自主的な情報提供について

なお、現行法上、適格消費者団体及び特定適格消費者団体の求めに応じて地方公共団体は情報提供できる旨が規定されていることに関して、地方公共団体が適格消費者団体及び特定適格消費者団体の求めがなくても自主的に情報提供しやすくすべきではないかとの意見があった。

確かに、地方公共団体にとっては、自らが関心を抱いているもの自らだけでは対処しきれない事案について、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に情報提供することにより差止請求及び被害回復のための活動をしてもらえるのは望ましいと言える。また、地方公共団体からの情報提供は精度が高いと考えられることから、このような情報提供により、効率的に精度が高い情報を集めることができるのは、適格消費者団体及び特定適格消費者団体にとっても望ましいと言える。このような観点からすると、現行法上、地方公共団体が自主的に適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対して情報提供をすることを禁じていないものの、自主的な情報提供を後押しするために根拠規定を整備するなどが考えられる。

~~もともと、適格消費者団体及び特定適格消費者団体が活動するためには費用が必要であるから、地方公共団体から情報提供があったとしても、適格消費者団体及び特定適格消費者団体が差止請求及び被害回復のための活動をするとは限られない。もともとまた、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対して自主的に情報提供することの意義についてしたいという要望がどの程度、地方公共団体の理解が得られているのかにあるのかは明らかではない。また、適格消費者団体及び特定適格消費者団体が活動するためには費用が必要であるから、地方公共団体から情報提供があったとしても、必ずしも全ての情報に対応して、適格消費者団体及び特定適格消費者団体が差止請求及び被害回復のための活動をするとは限らない点は留意する必要がある。~~

そこで、~~地方公共団体からの自主的な情報提供については、地方公共団体に対し、実効的な消費者被害の未然防止及び被害回復のためには地方公共団体から適格消費者団体及び特定適格消費者団体に自主的に情報提供をすることが望ましい旨を周知するとともに、根拠規定の整備を含む自主的な情報提供を後押しするための方策につき、適格消費者団体及び特定適格消費者団体の意見や地方公共団体の意見ニーズを踏まえ、探りつつ、将来的な課題として、引き続き、その是非を検討することが適当と考えられる。~~